

警察本部  
警察学校  
各警察署

改正

平成27年2月本部訓令第3号  
令和元年6月本部訓令第1号  
令和4年3月25日本部訓令第10号  
令和4年3月28日本部訓令第15号  
令和5年2月20日本部訓令第3号

青森県警察学校運営規程（昭和60年9月青森県警察本部訓令第7号）の全部を改正する。

青森県警察学校運営規程

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 校務（第5条—第7条）
- 第3章 授業（第8条—第11条）
- 第4章 入校（第12条—第15条）
- 第5章 学生（第16条—第20条）
- 第6章 考査（第21条—第24条）
- 第7章 賞罰（第25条—第27条）
- 第8章 雑則（第28条—第30条）

## 附則

### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、警察教養規則（平成12年国家公安委員会規則第3号）、警察教養細則（平成13年警察庁訓令第4号。以下「細則」という。）及び青森県警察教養規則（平成13年9月青森県公安委員会規則第14号）に定めるもののほか、青森県警察学校（以下「学校」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

（運営の方針）

第2条 学校においては、警察職員の職務倫理の醸成と警察活動に必要な知識・技能の修得、体力、気力、判断力及び行動力を養うための教養を行うものとする。

（定義）

第3条 この規程における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）教職員 学校に勤務する警察職員で、学生以外の者
- （2）教官 教職員のうち、学生の教育訓練に従事する者で、警部及び同相当職にある者又は警部補及び同相当職にある者
- （3）助教 教職員のうち、教官の職務を補助する者で、原則として、巡査部長の階級にある者
- （4）学生 学校に入校する警察職員

（教職員の心構え）

第4条 教職員は、その責務の重要性を認識し、常に自己啓発に努め、誇りと情熱を持って学生の教育訓練及び生活指導に当たるものとする。

### 第2章 校務

（事務分担）

第5条 学校における事務の分担は、警察学校長（以下「学校長」という。）が別に定める。

（班担任）

第6条 学校長は、学生の教育訓練を効果的に実施するため、班を編制して班担任教官を指定し、担任する学生の学習及び生活の指導に当たらせることができる。

（教職員会議）

第7条 学校長は、毎月1回以上教職員会議を開催し、学校運営、学生の教育訓練、生活指導上の問題点等について協議するものとする。

2 教職員会議は、学校長が指名する者をもって構成する。

### 第3章 授業

(教授科目の指定)

第8条 学校長は、教官個々に対して、その者の知識、経験等を考慮し、教授科目を指定するものとする。

(学習指導案の作成)

第9条 副校長及び教官は、警察本部長（以下「本部長」という。）が別に定める教授細目に基づき、指定された教授科目の学習指導案（別記様式第1）を作成し、学校長の承認を得なければならない。

(授業計画)

第10条 学校長は、教授細目に基づき、初任科、初任補修科及び警察行政職員初任科（以下「初任科等」という。）の授業計画を作成しなければならない。

2 巡査部長任用科、警部補任用科、部門別任用科及び専科（以下「任用科等」という。）の授業計画については、当該任用科等の教養を主管する所属の長が作成するものとする。

(講師の招請)

第11条 学校長は、学校教養上必要があると認めるときは、警察職員又は学識経験者を講師として招請することができる。

### 第4章 入校

(入校)

第12条 学校長は、本部長が入校を命じた者を学生として入校させるものとする。

2 学校長は、本部長が入校を命じた者で入校前の者のうち、学生として入校させることが適当でない者を認めるときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

3 学校長は、入校中の学生のうち、学生として適格性を欠く者を認めるときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

(学生宣誓)

第13条 学生は、学校長に対し、学生宣誓（別記様式第2）による宣誓を行わなければならない。

(休学及び欠講)

第14条 学生は、病気その他の理由により休学又は欠講しようとするときは、学校長の許可を受けなければならない。

2 休学及び欠講は、初任科等にあつては、総授業時間の4分の1を、任用科等にあつては、総授業時間の3分の1を超えることができない。

3 学校長は、休学が長期に及ぶと認められるときは、その旨を本部長に報告するとともに、当該学生が所属する所属の長に通知しなければならない。

(自主退校)

第15条 学生は、自ら退校しようとするときは、学校長にその理由を申し出なければならない。

2 学校長は、初任科の学生（卒業後の配置先所属について、人事異動の内示を受けた者を除く。）から前項の申出を受けたときは、本部長と協議し、これを承認するものとする。

3 学校長は、前項に規定する学生以外の学生から第1項の申出を受けたときは、あらかじめ当該学生が所属し、又は卒業後の配置先として内示された所属の長と協議し、本部長に報告してこれを承認するものとする。

### 第5章 学生

(全寮制)

第16条 学生は、すべて学生寮に入寮するものとする。ただし、任用科等の学生で、学校長の許可を受けたときは、この限りではない。

(役員)

第17条 学校長は、各課程ごとに総代、副総代及び班長（以下「役員」という。）を任命することができる。

2 前項の任命は、任命書（別記様式第3）を交付して行うものとする。

(役員の仕事)

第18条 役員の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総代 学生の代表として、常に教官及び助教と緊密な連絡を保ち、学生相互の親睦と融和を図ること。
  - (2) 副総代 総代を補佐し、総代に事故のあるときは、これを代行すること。
  - (3) 班長 班員相互の親睦と融和を図り、総代及び副総代を補佐すること。
- (学生の諸活動)

第19条 学生は、学校長の定めるところにより、教場当番、警備当番その他の活動を行うものとする。

2 前項に掲げる活動の要領等については、学校長が別に定める。

(学生心得)

第20条 学生は、学校長が別に定める学生心得を遵守しなければならない。

#### 第6章 考査

(考査)

第21条 学校長は、学生の修業成績を把握し、教養効果の向上を図るため、考査を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教養期間の短い学生に対しては、考査の一部又は全部を省略し、又は当該任用科等の教養を主管する所属の長に考査を行わせることができる。

3 初任科及び初任補修科の学生の考査は、学科考査、術科考査並びに勤務態度及び生活態度考査とする。

4 考査の時期、科目及び方法は、学校長が別に定める。

(評価及び再考査)

第22条 学科考査及び術科考査は、1科目100点をもって満点とし、各科目60点以上を合格とする。

2 勤務態度及び生活態度考査は、300点を満点とし、評価基準は、学校長が別に定める。

3 学校長は、学科考査及び術科考査の評価が合格点に達しない者については、再考査を行うことができる。

(証書の授与)

第23条 学校長は、初任科の課程を卒業した者に卒業証書(別記様式第4)を、その他の課程を修了した者に修了証書(別記様式第5)を授与するものとする。

(考査結果の報告及び通知)

第24条 学校長は、初任科の課程を卒業した者及び初任補修科の課程を修了した者(以下「卒業生等」という。)について、その考査結果を本部長に報告するとともに、当該卒業生等が所属する所属の長にこれを通知するものとする。

#### 第7章 賞罰

(表彰)

第25条 学校長は、次の表に掲げる区分に応じ、対象となる学生を表彰することができるものとする。

区分	対象	表彰状の様式
優等賞	修業成績が優秀であった学生	別記様式第6
努力賞	修業成績が優良であった学生	別記様式第7
術科優秀賞	術科に精励し、その成績が優秀であった学生	別記様式第8
役員功労賞	役員として、その任務を遂行し、功労があった学生	別記様式第9

2 前項の規定に基づく表彰基準は、学校長が別に定める。

(処分)

第26条 細則第21条第2項に規定する謹慎及び訓戒の処分内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 謹慎 教官及び助教の指導の下に、1か月以内の間、外出・外泊を禁止する。
- (2) 訓戒 学生の非違を諭し、将来を戒める。

(処分の手続き)

第27条 学校長は、細則第21条に規定する退校の処分を行おうとするときは、教職員会議に諮るとともに、当該処分に係る学生から弁明を聞くものとする。

2 学校長は、細則第21条第1項及び同条第2項第1号に規定する退校の処分を行おうとするときは、あらかじめ本部長の承認を受けなければならない。

#### 第8章 雑則

(学籍簿等)

第28条 学校長は、初任科及び初任補修科の学生に係る学籍簿（別記様式第10）及び成績表（別記様式第11）を作成しなければならない。

(当直員)

第29条 学校長は、青森県警察当直勤務規程（昭和34年2月青森県警察本部訓令甲第1号。以下「当直勤務規程」という。）第8条の規定に基づき、教職員の中から当直員を指定するものとする。

2 当直員は、当直勤務規程の定める当直勤務に従事するものとする。

3 当直員は、前項のほか、学校長が別に定めるところにより学生の指導及び監督に当たるものとする。

(委任)

第30条 この規程に定めるもののほか、学校運営に必要な細目的事項は、学校長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平成27年本部訓令第3号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年本部訓令第1号）

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日本部訓令第10号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日本部訓令第15号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月20日本部訓令第3号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1（第9条関係）

課 程	
教授要目	

担当教官

1 教授細目

---

2 教授類目

---

(1) 目 標

---

(2) 指導計画

第1時限

---

第2時限

---

第3時限

---

第4時限

---

第5時限

---

3 第 時限の指導

(1) 目 標

---

(2) 準 備

---

(3) 指導過程

段 階	指導の流れ図	時間	指導内容・指導上の留意事項	備 考
導 入				
展 開				
ま と め				

別記様式第2（第13条関係）

学 生 宣 誓

私は、青森県警察学校に 学生として入校すること

になりましたが、入校の上は、学校の諸規定及び教官の命令を遵守するとともに、

学生の本分を自覚し、専心勉学に努めることを固く誓います。

年 月 日

学生

職 氏 名

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。  
別記様式第3（第17条関係）

任 命 書

職 氏 名

科 を命ずる

年 月 日

青森県警察学校長

階 級 氏 名 印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。  
別記様式第4（第23条関係）

第 号

卒 業 証 書

階級 氏 名

本校 科の課程を卒業したことを証する

年 月 日

青森県警察学校長

階 級 氏 名 印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。  
別記様式第5（第23条関係）



第 号

修 了 証 書

職 氏 名

本校 科の課程を修了したことを証する

年 月 日

青森県警察学校長

階 級 氏 名 印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。  
別記様式第6（第25条関係）

優 等 賞

階 級 氏 名

君は本校 科の課程を修めその成績が優秀であったから記念品を

添えてこれを賞する

年 月 日

青森県警察学校長

階 級 氏 名 印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。  
別記様式第7（第25条関係）

努 力 賞

階 級 氏 名

君は本校 科の課程を修めその成績が優良であったから記念品を

添えてこれを賞する

年 月 日

青森県警察学校長

階 級 氏 名 印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。  
別記様式第8（第25条関係）

術 科 優 秀 賞

階 級 氏 名

君は本校 科の課程を修め の成績が

優良であったからこれを賞する

年 月 日

青森県警察学校長

階 級 氏 名 印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。  
別記様式第9（第25条関係）

役 員 功 勞 賞

階 級 氏 名

君は本校 科第 期 として学校運営

に功労があつたのでこれを賞する

年 月 日

青森県警察学校長

階 級 氏 名 印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。  
別記様式第10（第28条関係）

学 籍 簿

写 真	ふりがな				初 任 科 第 期	初 任 補 修 科 第 期			
	氏 名				入 校 年 月 日	入 校 年 月 日			
	生 年 月 日				卒 業 年 月 日	修 了 年 月 日			
本 籍									
出 生 地									
住 所 ( 帰 省 先 )									
学 歴									
高等学校 (                      科 全 日 制 ・ 定 時 制 )                      年 月 日 卒 大 学 (                      学 部                      科 )                      年 月 日 卒 ・ 中 退									
職 歴	職務(種)内容	勤務先名称			所在地	勤務期間	退職理由		
家 族 構 成	続柄	氏 名	生年月日	職 業	勤務先・学校名	健康	別 居 先		
修 業 成 績	科期別	初任科				初任補修科	休学(欠構)状況		
	区分	前期	中期	修了	計	月別	初任科	初任補修科	
	学 科						4 月	( )	( )
	(指数)	( )	( )	( )	( )	( )	5 月	( )	( )
	術 科						6 月	( )	( )
	(指数)	( )	( )	( )	( )	( )	7 月	( )	( )
	勤務態度 生活態度						8 月	( )	( )
	(指数)	( )	( )	( )	( )	( )	9 月	( )	( )
	總 計						10 月	( )	( )
	(指数)	( )	( )	( )	( )	( )	11 月	( )	( )
	順 位	—	—	—	—	—	12 月	( )	( )
	賞 罰						1 月	( )	( )
							2 月	( )	( )
							3 月	( )	( )
							計	( )	( )

※ 修業成績中の指数とは、満点を100とした場合の数値である。

別記様式第11 (第28条関係)

科 第 期 前期・中期・修了考査 成績表

入 校 期 間 年 月 日～ 年 月 日  
 考 査 実 施 月 日 年 月 日～ 年 月 日

所属	氏 名	学 科										術 科										勤務態度 生活態度		総計	
							小計										小計								
																								指数	指数

注 指数とは、満点を100とした場合の数値である。